

本ガイドラインは、令和2年6月4日に発出したガイドラインから更新した内容となります。「新型コロナウイルス感染症」感染予防のために、チームの皆様（監督・コーチ・選手・スタッフ・応援者）ならびに大会運営に携わる全ての皆様に気を付けていただきたいこと等をまとめておりますので、ご確認いただきますようお願い致します。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見集積及び各地域の感染状況を踏まえて、見直すことがあります。

また、チームの活動およびイベントの開催等の実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へのご相談をお願いします。

1. 軟式野球の活動を行う皆さんへ

- ・軟式野球の活動によって「クラスター発生・感染拡大が生じないように、日頃から感染予防対策を徹底すること。やむを得ず感染してしまうケースもあるため、その患者や家族への人権に配慮し偏見や誹謗中傷を生み出さないこと。」が重要です。
- ・チーム(対戦相手も含む)及びスタッフ、審判員、大会関係者が安全、安心して軟式野球を楽しむためにも「体調不良のない者」かつ「感染予防対策を日頃から行っている者」が活動することが大前提になります。
- ・軽微な症状でもウイルスを保持し、他者へ感染させる可能性があります。軽い感冒(風邪)の症状を見逃さないことが大切です。熱中症と風邪の症状、感染症状は似ています。従って体調がおかしいと感じたら「積極的に休むこと」が大切です。
- ・指導者・選手は練習を休むことに抵抗がある方もいるかもしれません。しかし、現在はこれまでの状況とは異なる状況にあることを受け入れてください。集団感染が発生すればより大きな支障が出ます。従って「やりたくとも辛抱すること」をチーム代表者や指導者が選手に伝え、チーム全体の理解を促してください。
- ・大会前だけでなく日常的にチーム内の選手スタッフの健康チェックのみならず、選手スタッフのご家族の健康状況に変化がないかについても情報収集を心がけ、チーム内でクラスターが発生しないように注意を払ってください。
- ・活動の停止や大会参加への自粛が行われる場合、このことに対してチーム内、チーム関係者、保護者等の間で誹謗中傷が起こることがあってはなりません。事前にこの対応についてチーム内・関係者・保護者等と共通認識を持つ機会を作ってください。
- ・チーム及びスタッフ、審判員、大会関係者は、ガイドラインを遵守し、感染予防対策を実行してください。
- ・都道府県支部(連盟・協会)は、政府や自治体から発出されている通達を遵守し、地域の感染状況や正しい情報を踏まえながら、軟式野球競技の特性を踏まえた上で、事業や活動の可否について適切に判断してください。

2. 共通感染予防対策

◆共通感染予防対策

①毎日の健康チェックと行動記録

- ・体温測定：起床直後、球場への出発前等決まった時間での体温記録。（必須）
- ・行動記録：倦怠感、咳、咽頭痛、食欲低下の有無、睡眠時間等のチェック、食事や出向いた場所・同行者記録や人混みに入る等の感染リスクが高い状況が生じた場合を詳しく記録。（提出は適宜）

※体温が 37.5 度以上及び発熱症状がある場合、倦怠感、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常、息苦しさ(呼吸困難)、などの体調不良が見られる場合は、勇気を持って休む。同居者に上記症状等がある場合も同様。

②マスクの着用

- ・競技およびウォームアップ実施以外の常時マスクの着用。
- ・日常的にマスクを着用し、移動中の着用にも努めること。
- ・マスクを外さざるを得ない場合には、ソーシャルディスタンス(2m)が保たれていない状況下での会話・声掛け・大声は控える。
- ・競技中の選手間のコミュニケーションのための声掛け、発声については相手との距離や飛沫を考慮し、一程度の距離を保つことや、向き合わないなどの工夫をする。

③手指消毒の励行

- ・こまめな手洗いと手指消毒を行うこと。

④人混みを避ける

- ・3密(密閉空間、密集場所、密接場面)の回避。
- ・人混みにやむを得ず入る場合は、正しくマスクを着用すること。
- ・不要不急の外出、同居家族以外との会食は控える。
- ・日常生活の場面でも、ソーシャルディスタンス(人との距離を 2m、最低 1m)を確保するように留意する。
- ・「新しい日常」「新しい生活様式」に適応し、飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みは避け、大人数での打ち上げは控える。

3. 【感染予防対策①】大会(イベント)開催時における注意事項

(1)参加募集時の対応(参加者への事前注意事項)

- ・大会(イベント)参加募集に際して、感染拡大防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることを通知すること。なお、協力を得られない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、大会(イベント)への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知すること。
- ・体調が優れない場合、又は自分や同居人が以下に該当する場合は、参加を認めない。
例：息苦しさ、倦怠感、高熱等の症状がある場合。発熱や咳等が4日以上続く場合。
味覚・嗅覚障害ある場合。など
- ・過去14日以内に感染者との接触がある又は濃厚接触者と認定された者の参加は認めない。

※「濃厚接触」とは「感染者の発症の2日前から入院等をした日までの間に、目安として1m以内の距離で、マスク未着用での15分以上の会話や接触をした状態」とされている。(厚生労働省より)

- ・選手、チーム関係者は大会(イベント)実施の14日前から大会(イベント)当日までの健康管理、行動記録を記入し必要がある時には提示または提出するように案内すること。
- ・過去14日以内に政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、又は当該在住者との濃厚接触がある場合は参加を認めない。
- ・チーム関係者全員に、感染発覚の際は都道府県支部(連盟・協会)に情報提供する必要があることを周知する。
- ・選手、チーム関係者、役員、審判員は球場に入る際、必ずマスクを着用すること。
また、試合時の攻守決定の際や選手変更・交代の申し出、大会運営側ならびに審判員からの諸注意をチームに伝える場合は、各々マスクを着用して行うこと。
- ・大会(イベント)当日、参加者全員の健康状態(参考：健康チェックシート)と連絡先などが明記されている名簿を提出すること。
- ・屋外利用施設内における唾、痰を吐く行為を厳禁とする。
- ・感染者が発生した場合には、大会(イベント)を中止・継続するかを即協議し、参加チームに周知すること。
- ・大会(イベント)参加者に感染者が判明した場合には、参加者名簿ならびに健康チェック表や行動管理表を最寄りの保健所等に提出する場合があることを周知すること。
- ・大会(イベント)中に、体調不良者や新型コロナウイルス感染の疑い、濃厚接触者、感染者が判明した場合には、主催者は当該チームならびに対戦相手チームに対して出場辞退を勧告できる。(P5～)

- ・大会(イベント)終了後、参加者から感染が判明した場合には、参加チームの代表者に通知すること。

4. 【感染予防対策②】大会参加者の注意事項

(1)試合前に大会本部への提出物

- ・健康チェックシート(都道府県支部(連盟・協会)指定の様式をご使用ください。)

(2)注意事項

- ・参加者は全員検温を実施して会場に来ること。
 - ・屋内外問わず他者と距離を取り、会話をする場合はマスクを必ず着用する。
(活動時(試合・練習)においては外して構わないが、会話する際は距離を取る。)
 - ・くしゃみや咳をする場合、手で口を覆うことは厳禁とする。マスクや袖、服の内側、ハンカチ等で口元を抑え、それらの部分には触れないようにする。
 - ・会場内全ての場所において唾や痰を吐く行為を厳禁とする。
 - ・飛沫や粘膜に触れたティッシュやタオル等の取り扱いに十分注意する。
 - ・喫煙所や更衣室は「密」になりやすい場所であるため、利用者同士で距離を保つ、もしくは利用時間をずらす等の工夫をし、マスク非着用下での会話をしない等、気をつけて利用する。
 - ・体調不良者が出た場合は、速やかに本部へ申し出ること。感染が疑われる人が出た場合には、その人を特定することや非難することを厳禁とし、申告しやすい環境を作る。
 - ・大会期間中に感染者が発生(医療機関で確定)した場合には、大会本部で協議を行い、大会の継続および中止について判断する。
 - ・練習及び試合において、選手同士が密集・密接となる場面での声出しは控える(円陣等)。
 - ・ベンチ内においてマスク未着用での声出しや、肌が触れあうハイタッチは推奨しない。
 - ・応援者については、観客席が「密」にならないように、一定の距離を保って観戦するように注意喚起を行うこと。(貼り紙をすることやアナウンスで呼びかけるなど。)
- 又、応援者には、検温の実施や健康チェックシートの記入を求めるなどの対策を講じるようにすること。
- 運営側では、施設の状況や観客同士の一定の距離を保つことが難しい場合には、無観客での大会実施なども検討いただきたい。なお、その場合は出来るだけ早めに周知すること。
- ・以下の表は応援方法の可能例(○)、禁止例(×)である。大会実施時の参考にすること。

拍手	○
通常の声援	○(大声や両手をメガホン代わりに使うことは禁止)
タオル等を横に広げて左右に振る	○(振り回すことは禁止)
ハイタッチ	×(手が触れなければ可)
鳴り物の応援	×(ラッパ等の鳴り物を使用しての応援は禁止)

指笛の応援	×	
ホイッスル等の鳴り物応援	×	
メガホンを打ち鳴らし乍らの声援	×	(<u>歓声を抑えて</u> メガホンを打ち鳴らすことは可)
肩組等集団での動きを伴う応援	×	(チアリーディングによる応援も不可)

5. 【感染予防対策③】運営側の対応

- ・健康チェックシート(別紙参考)などを作成し、大会(イベント)当日に提出すること。
大会運営スタッフや審判員にも健康チェックシートなどの実施を行うこと。なお、大会(イベント)実施の14日前の行動記録なども記入し、必要がある時には提示または提出するように案内すること。
- ・練習場所および試合会場、観客席の入口に、消毒液や除菌シートなどを設置すること。
- ・大会開催の際は、試合間のインターバルを通常より長く設定し、ベンチ内の消毒などを行うこと。また、チームの入れ替え時には、選手ならびに関係者が密集しないように工夫すること。
- ・選手やチームを集めるなど、密集することがないように配慮すること。
例えば、試合前の整列・挨拶については、感染予防の観点から工夫すること。(P8 参照)
- ・万が一、感染者が発生した場合には都道府県支部(連盟・協会)に速やかに報告すること。
また、都道府県支部(連盟・協会)は、全日本軟式野球連盟に報告すること。
- ・参加チーム内および大会関係者、審判員において、体調不良者、感染疑い、濃厚接触者、感染者が発生した場合は、状況等を把握し、自治体の衛生部局や保健所などと連携し対応すること。そして、大会運営側で大会中止・継続を協議し判断すること。
- ・各地域の事情を踏まえ、本ガイドライン以外に必要なことは各支部で実施すること。

6. 【大会中止および出場辞退勧告について】

主催者として、事業・活動の可否判断は、「参加チーム選手、チームスタッフ、審判員、大会運営者・関係者の安全確保が最優先」であり、主催者が総合的な判断を持って行う。

中止を検討しなければならない状況について

(1)感染拡大が懸念される場合

- ・関係する自治体や主催者が、感染拡大が懸念されると判断した場合は事業・活動を中止すること。

(2)不可抗力によりチームが大会に参加できない場合

- ・不可抗力とは、都道府県内市区町村の自治体や行政により大会参加に関わる部分的な制限がある場合を指します。ブロックや全国事業の場合は、関係する都道府県の自治

体や行政により移動制限・イベント開催制限がある場合を指します。

- ・学童、少年においては、自治体や関係団体の方針を考慮しながら主催者が検討し、判断すること。

(3)辞退によりチームが大会に参加できない場合

(新型コロナウイルス感染症によりチームが大会参加できない場合を指す。)

- ・新型コロナウイルス感染症による出場(参加)辞退についてペナルティは課さない。
- ・チーム事情によるものであるため、基本的には大会は実施/継続とする。
- ・但し、一定数以上の辞退チームがある場合には大会中止を検討すること。目安としては、大会参加チーム数の20%以上の辞退チームがあれば大会中止を検討すること。なお、目安であるため、都道府県裁量によって決定して構わないが、大会要項に記載するなど、参加チームに予め周知しておくことが必要である。

(4)出場辞退勧告について

- ・主催者は、出場チームが十分な回復期間が確保されない場合は、原則として出場禁止または参加資格を取り消すことができる。
- ・主催者は、大会までに陽性者の回復、濃厚接触者の隔離期間解除がなされない場合は、出場禁止または参加資格を取り消すことができる。
- ・主催者は、出場チームに感染疑いが生じて安全性の判明が間に合わない場合は、出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができる。
- ・主催者は、大会中に出場チーム(対戦相手チームの場合もある)に濃厚接触者や感染疑いが生じた場合は、出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができる。
- ・主催者は、大会中に出場チームに37.5度以上の発熱者および別に記載の新型コロナウイルス感染症を考慮する症状を有する者が生じた場合は、出場辞退を勧告し、または参加資格を取り消すことができる。
- ・主催者は、対戦済みの相手(敗退したチーム)に感染疑いが発覚した場合、勝利して次戦がある当該チームに対して棄権を勧告できる。

(5)回復期間について

- ・新型コロナウイルス感染症と診断されたものは、当該地域保健所が指示する新型コロナウイルス感染症の療養完了日まで、指定場所で療養する。
- ・チーム内で新型コロナウイルス感染症と診断されたものが出た場合、発症日(症状が出た日)前日または前々日にチーム活動があった場合には、チーム関係者は感染可能期間に陽性者と接触していることから、濃厚接触の状況を保健所と確認し、状況把握が完了するまでチーム活動を自粛することを推奨する。

- ・前日、前々日とチーム活動がなかった場合(48時間以上接触がないといえる場合)、他に体調不良者が存在しないことを確認後、チーム活動を再開しても構わないが、その後体調不良者や感染を疑う症状者が出た場合には、状況把握が完了するまでチーム活動を再休止することを推奨する。
- ・活動の停止や大会参加への自粛が行われる場合、このことに対してチーム内、チーム関係者、保護者等の間での誹謗中傷の防止に努めること。
- ・大会運営側は、個人が特定されないよう情報管理(体調不良者/感染疑い者/感染者など)の徹底に注意すること。

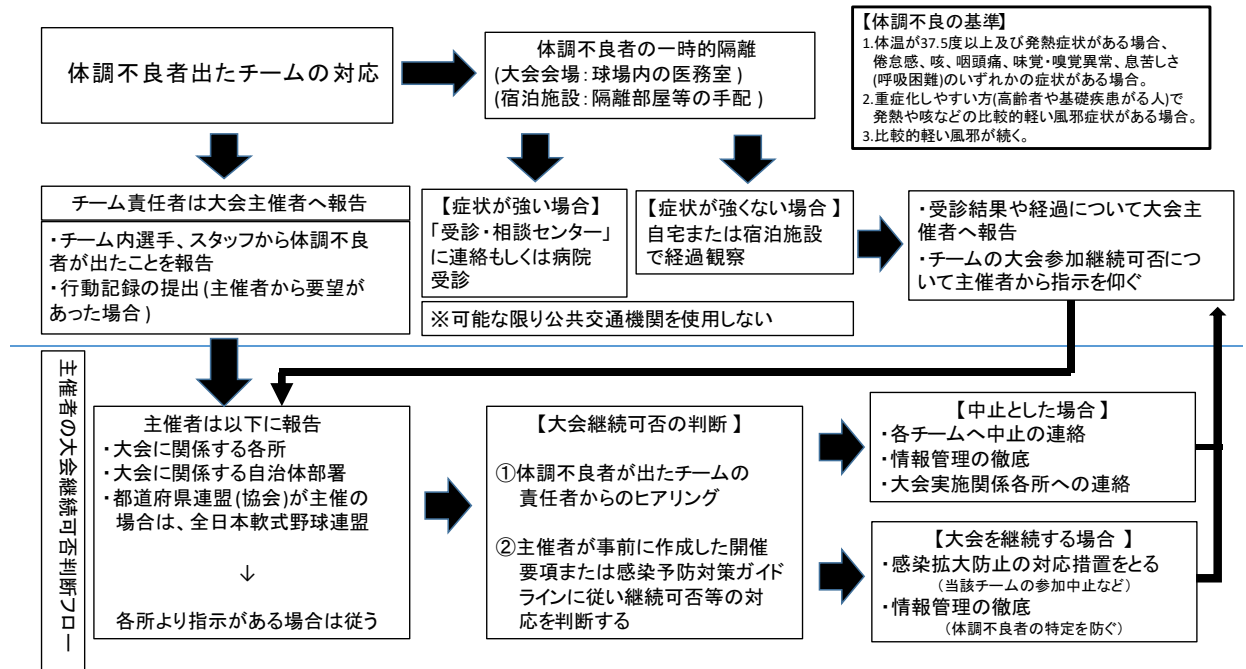
※新型コロナウイルス感染症は、発症2日前(48時間)から伝播する可能性があるため、伝播リスクがある期間の接触有無を基準としている。

(6)審判員ならびに大会役員、大会関係者について

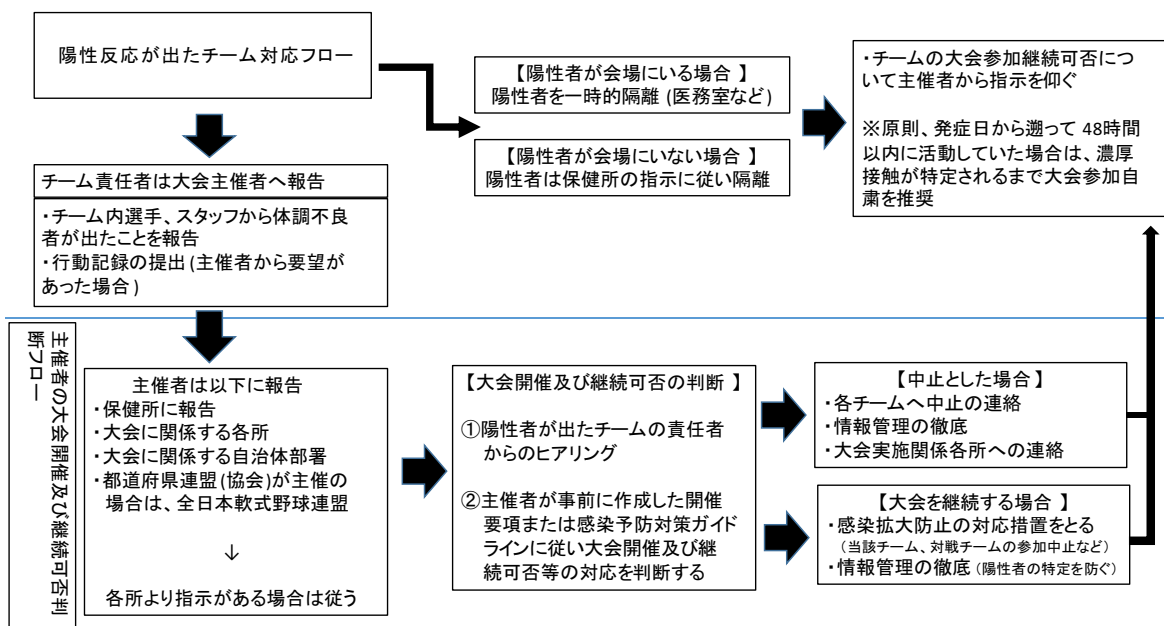
- ・試合が行われた後に出場チームまたはチームスタッフ内に新型コロナウイルス感染症の疑いが発生した場合、(接触状況によっては)担当審判員も感染の可能性があることを理解することが大切である。
- ・担当審判員は、感染疑い者が新型コロナウイルス感染症の可能性を否定されるまで、もしくは感染疑い者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、濃厚接触者の特定が完了されるまで、審判活動を自粛する。
- ・主催者は、出場チームに感染者が発生した場合、出場チームだけでなく審判員の情報共有も必ず行うこと。
- ・審判員に感染疑い者が発生した場合、審判クルー及び試合が行われた両チームに報告の上、接触状況からチーム関係者への感染が疑われるもしくは濃厚接触者に該当する等、安全性が確保されない場合に両チーム(勝利して次戦試合があるチームも含む)に出場辞退、棄権を勧告し、または参加資格を取り消すことができる。
- ・大会役員、大会関係者に感染疑い者が発生した場合、行動記録を確認し、選手やチーム関係者ならびに審判員との接触有無および濃厚接触(定義 p3 明記)に該当するかを確認し、大会継続可否を判断する。
- ・大会関係者ならびに審判員等の大勢で打ち上げや会食は控えること。

7. 【大会中、体調不良者/陽性者/濃厚接触者が発生した場合のフロー】

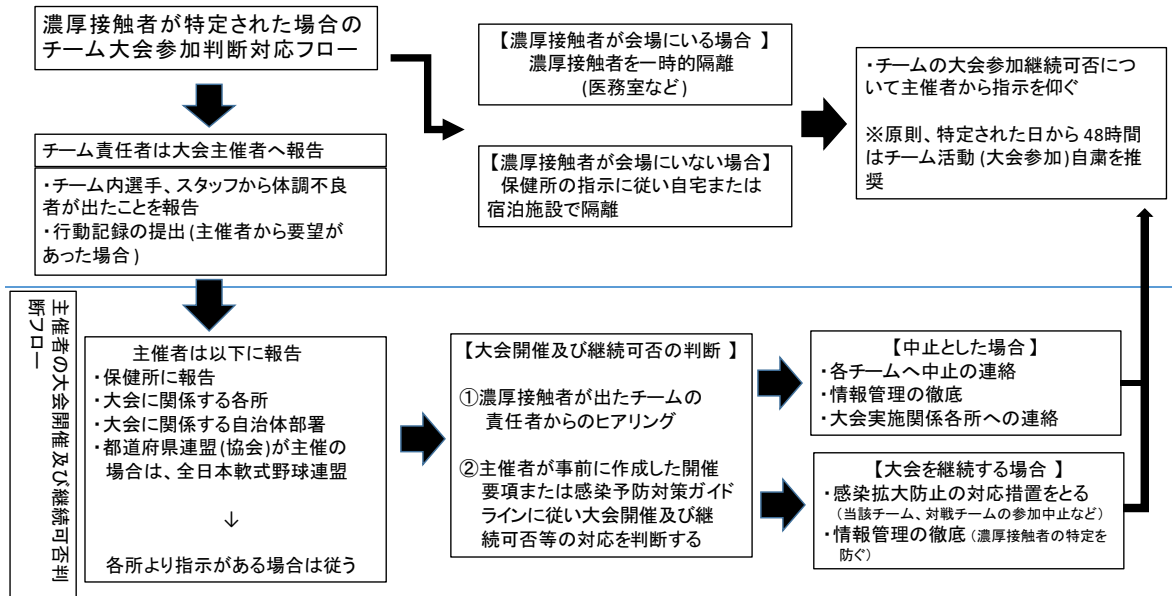
①大会中に体調不良者が出た場合の対応フロー(選手・チーム関係者)



②大会中に陽性反応が出た場合の対応フロー(選手・チーム関係者)

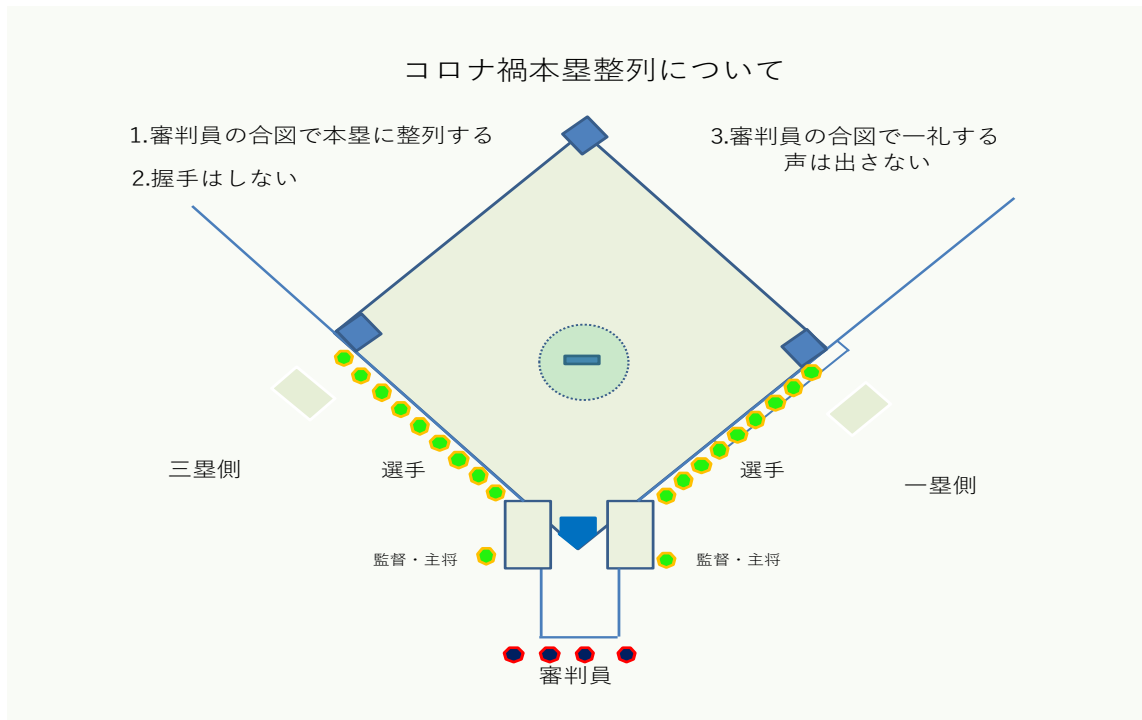


③濃厚接触者として特定された場合の大会参加判断フロー(選手・チーム関係者)



【資料】

コロナ禍の本塁整列について(参考)



【参考文献】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針(令和 2 年 3 月 28 日(令和 3 年 3 月 18 日 変更)・ 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633503.pdf>
- ・ 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)・ 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/dengue_fever_qa_00001.html
- ・ (2021 年 2 月時点)新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する 11 の知識
<https://www.mhlw.go.jp/content/000749530.pdf>
- ・ スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和 2 年 5 月 14 日(令和 3 年 2 月 15 日改定)・ 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline4_210215.pdf
- ・ 新型コロナウイルスに関する相談・ 医療の情報や受診・ 相談センターの連絡先
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- ・ 国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針 第 1 版 (2020 年 10 月 15 日)・ 公益財団法人日本スポーツ協会
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/kokutai/pdf/basic-policy_ver.1_20201015.pdf
- ・ JBA バスケットボール事業・ 活動実施ガイドライン(手引き) 第 3 版(2021 年 1 月 20 日 作成)・ 公益財団法人日本バスケットボール協会
http://www.japanbasketball.jp/wp-content/uploads/JBA_Guideline_3rd_20210120.pdf
- ・ 日本サッカー協会 JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン(第 9 版)
https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.pdf?0119

【監修】

国立病院機構北海道医療センター 小谷 俊雄